

○やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例

(平成23年3月1日条例第9号)

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護（第6条—第12条）

第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止

第1節 個人情報の開示（第13条—第23条）

第2節 個人情報の訂正（第24条—第29条）

第3節 個人情報の利用停止（第30条—第35条）

第4章 不服申立て（第36条—第41条）

第5章 雑則（第42条—第47条）

第6章 罰則（第48条—第51条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保について基本的事項を定めるとともに、組合の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を自己情報の管理権として保障することにより、組合行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）について記録された情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

(2) 実施機関 管理者、公平委員会、監査委員及び議会をいう。

(3) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（写真を含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、その実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。

(4) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 法人等及び事業を営む個人は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

(個人情報取扱事務の登録等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務のうち、個人情報が記録されている公文書で個人を検索し得るものを使用して行うもの(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の項目
- (6) 個人情報の収集先及び収集方法
- (7) 個人情報の外部提供の形態
- (8) 個人情報取扱事務の外部委託の有無
- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内において、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認

められるとき。

(5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から直接収集することができないとき。

(6) 争訟、指導、選考、診断、公共用地の取得その他の事務の遂行のために収集する場合であって、本人から直接収集することにより、当該事務の目的を失わせ、又は当該事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるとき。

(7) 学術研究の目的のために収集する場合であって、本人の権利利益を不当に害するおそれがないとき。

(8) 他の実施機関又は国若しくは他の地方公共団体の機関から収集する場合であって、本人の権利利益を不当に害するおそれがないとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため欠くことができないときは、この限りでない。

4 法令等の規定に基づく申請、届出等に伴い、当該申請、届出等を行った者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第2項第1号の規定に該当して収集されたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 他の実施機関又は国若しくは他の地方公共団体の機関に提供する場合であって、これらの機関が個人情報を利用することについて相当な理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、個人情報を当該実施機関以外の者に提供する場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(電子計算機等の結合による情報の制限)

第9条 実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関以外の者が実施機関の保有する個人情報を随時入手し得る状態にするものに限る。）により、個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

（適正管理）

第10条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、歴史的又は文化的な価値が生じると認められるものについては、この限りでない。

（委託に伴う措置等）

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外の者に委託することができる。

2 実施機関は、前項の規定による委託をしようとするときは、当該委託に係る契約において、委託を受けた者が個人情報の保護のために講ずべき措置を明らかにしなければならない。

（受託者等の責務）

第12条 実施機関から前条第1項に規定する業務を受託した者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理について、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定により受託した業務に従事している者又は従事していた者は、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止

第1節 個人情報の開示

（開示請求権）

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己の個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

3 本人が開示請求をすることができないやむを得ない理由があると認められる場合には、前項の法定代理人以外の代理人によって開示請求をすることができる。

4 死者の個人情報は、当該死者の配偶者（届出をしていないが、当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母その他これらに準じ

る者として実施機関が認めるものに限り、開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定により、開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であること（前条第2項又は第3項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類であつて、実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備が認められたときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、参考となる事項を具体的に説明し、開示請求者が容易に補正することができるよう努めなければならない。

(個人情報の開示)

第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するもの（以下「不開示情報」という。）である場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、開示することができないとされている個人情報又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国若しくは県の機関の指示により開示することができないと認められる個人情報
- (2) 未成年者の法定代理人から開示請求がなされた個人情報であつて、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの
- (3) 開示請求者（第13条第2項又は第3項の規定により本人の代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第21条第1項において同じ。）以外の個人に関する個人情報が含まれる個人情報であつて、開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの
- (4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる個人情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- (5) 開示することにより、人の生命、身体、財産及び社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査、行政上の取締りその他の公共の安全及び秩序の維持に支障が生じるおそれがある個人情報
- (6) 組合の機関並びに国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報が含まれる個人情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に

損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 個人の評価、相談、選考、判定、診断、指導その他の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるもの

(8) 組合の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は契約、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上公開することにより当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの

(9) 組合の機関と組合の機関以外の者との間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、組合の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるもの

(10) 実施機関（管理者を除く。）、実施機関の附属機関その他これらに類する合議制機関等（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る情報であって、開示することにより、当該合議制機関等の公正で円滑な議事運営が損なわれるおそれがあるもの

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（部分開示）

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条第1項各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合において、その情報を容易に区分することができるときは、その情報を除いて、当該個人情報の開示をしなければならない。

（存在の有無を明らかにしない個人情報）

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しているかどうかを答えるだけで、第15条第1項各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存在の有無を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する決定等）

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施について必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないときは、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。前条の規定により開示請求を拒否するとき、又は開示請求に係る個人情報を保有していないときも同様とする。

3 実施機関は、第1項の規定による個人情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決

定をした場合において、当該個人情報の一部又は全部を開示することができる期日があらかじめ明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲を前2項の規定による通知に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことができない正当な理由があるときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(事案の移送)

第20条 実施機関は、開示請求に係る情報が他の実施機関(以下「該当実施機関」という。)により作成されたものであるときその他該当実施機関において開示決定等を行うことについて正当な理由があると認めるときは、該当実施機関と協議の上該当実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送した実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

(第三者からの意見の聴取)

第21条 開示請求に係る個人情報に組合又は開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意見を述べた場合において、第18条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見を述べた第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 文書又は図画に記録されている個人情報 当該個人情報が記録された公文書の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録に記録されている個人情報 当該個人情報が記録された電磁的記録の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人情報を開示することにより、当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第16条の規定により個人情報の部分開示をするときその他正当な理由があるときは、当該公文書を複写したものにより開示することができる。

3 開示を受ける者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であること（第13条第2項又は第3項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

（費用の負担）

第23条 個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 前条の規定による情報の写しの交付に要する情報の写しの作成、送付その他の費用は、開示請求者の負担とする。

3 実施機関は、開示請求者が組合の区域内に住所（法人等にあつては、事務所又は事業所）を有する場合において、特別の理由があると認めるときは、前項の費用の徴収を免除し、又は減額することができる。

第2節 個人情報の訂正

（訂正請求権）

第24条 何人も、この条例の規定により開示を受けた自己を本人とする個人情報が事実と合致していないと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による訂正請求について準用する。

（訂正請求の手續）

第25条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

（1）訂正請求をする者の氏名及び住所

（2）訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日

（3）当該個人情報を特定するために必要な事項

（4）訂正を求める内容

（5）前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明するために必要な書類その他の資料を提示し、又は提出しなければならない。

3 訂正請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該訂正請求に係る個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者

(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の訂正の実施)

第26条 実施機関は、訂正請求があったときは、訂正請求に係る個人情報について実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときを除き、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第27条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をするときは、その旨の決定をし、当該個人情報の全部又は一部の訂正をした上、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部の訂正をしないときは、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第28条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第25条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことができない正当な理由があるときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第29条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

第3節 個人情報の利用停止

(利用停止請求権)

第30条 何人も、自己を本人とする個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されているとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条又は第9条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去又は提供

の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手続）

第31条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- （1）利用停止請求をする者の氏名及び住所
- （2）利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日
- （3）利用停止に係る当該個人情報を特定するために必要な事項
- （4）利用停止請求理由及び内容
- （5）前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該利用停止請求に係る個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（個人情報の利用停止義務）

第32条 実施機関は、利用停止請求があったときは、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をすることにより当該個人情報の利用目的に係る事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他利用停止をしないことにつき正当な理由があるときを除き、当該個人情報の利用停止をしなければならない。

（利用停止請求に対する決定等）

第33条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をするときは、その旨の決定をし、当該個人情報の全部又は一部の利用停止をした上、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部の利用停止をしないときは、利用停止をしない旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第34条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に決定を行うことができない正当な理由があるときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により

通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第35条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第4章 不服申立て

(諮問)

第36条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、やまと広域環境衛生事務組合情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決又は決定により、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第38条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について第三者が開示に反対する旨の意見を述べているときを除く。

(3) 裁決又は決定により、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をするとき。

(4) 裁決又は決定により、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をするとき。

2 前項の規定により諮問した実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、当該諮問について答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該諮問に係る不服申立てについて裁決又は決定を行わなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第37条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、審査会に諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対する旨の意見を述べている第三

者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第38条 第21条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

（1）開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

（2）不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対する旨の意見を述べている場合に限る。）

（不服申立てに係る審査会の調査権限）

第39条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対して提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件について、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見又は説明を聴き、資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。

（調査審議手続の非公開）

第40条 審査会の行う不服申立てに係る調査及び審議の手続は、公開しない。

（審査会に関する特例）

第41条 やまと広域環境衛生事務組合情報公開条例（平成23年御所・田原本環境衛生事務組合条例第8号）第21条の規定にかかわらず、審査会は、同条各号の事務に併せて、実施機関が諮問した事項に係る審査及び個人情報保護制度の運営に関する事項に係る審議並びに個人情報の保護に関する事項についての建議に関する事務を行う。

第5章 雑則

（他の制度との調整等）

第42条 他の法令等に個人情報の開示、訂正、削除又は利用停止等について規定されている場合には、その定めるところによる。

（適用除外）

第43条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

（1）統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び

同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 組合の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されている公文書に記録されている個人情報

(4) 組合の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報

(出資法人が取り扱う個人情報の保護)

第44条 出資法人(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人をいう。)は、この条例に基づく組合の施策に準じた措置を講じるよう努めるものとする。

(国等との協力)

第45条 管理者は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に協力を求め、又は国等の協力の求めに応じるものとする。

(運用状況の公表)

第46条 管理者は、毎年度終了後3月以内にこの条例の運用状況について公表しなければならない。

(委任)

第47条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、実施機関が別に定める。

第6章 罰則

第48条 実施機関の職員若しくは職員であった者、実施機関から委託を受けて個人情報を取り扱う業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行っている公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索をすることができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第49条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報であって、公文書に記録されたものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第51条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。